

附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇談会・協議会等の適正な設置と効率的で透明性の高い運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定により法律により設置が義務付けられ設置するもの及び条例に基づき設置するものをいう。

2 この要綱において「懇談会・協議会等」とは、法律又は条例の規定に基づかず、有識者等の意見を聴取し、市行政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置するものをいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の所掌事務は、設置目的を踏まえて広い視野からの審議等ができるよう適切な範囲のものとする。
- (2) 附属機関の委員（以下「委員」という。）の数は必要最小限の人員とする。

(附属機関の委員の任命)

第4条 委員の任命は、設置目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正性の確保等を図るため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任するものとする。
- (2) 広く市民の市政への参加を促すため、委員を公募により選任するよう努めることとする。
- (3) 男女共同参画推進の視点から、女性の構成比率の向上に努めることとする。
- (4) 委員には、市職員及び市議会議員を任命しないものとする。ただし、法令又は条例等（規則、告示を含む。以下同じ。）に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。
- (5) 委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこととする。
- (6) 委員が他の附属機関の委員又は懇談会・協議会等の構成員を兼ねる場合は、3機関までとする。

2 前項第5号及び第6号の規定は、委員に任命しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合

(2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営に当たっては、効果的、効率的に行い、次の事項に留意するものとする。

(1) 会議の開催は、必要最小限にとどめる。

(2) 会議の資料は、原則として、開催前に配付する。

(3) 会議記録等は、審議経過等が明確となるよう作成する。

2 運営上必要な事項は、条例、規則、要綱等で明示するものとする。

(附属機関の会議の公開・非公開の判断基準)

第6条 附属機関の会議の公開又は非公開は、法令又は条例に規定されているものを除き、当該附属機関が決定するものとし、その判断は、会議又は審議内容の性質、情報提供の必要性等を総合的に考慮して行うものとする。

2 会議を公開するに当たっては、当該会議の名称、開催日時、開催場所、議題等について事前の公表に努めるものとする。

3 会議の傍聴については、次の事項に留意するものとする。

(1) 傍聴席の設置、会議資料（豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項各号に該当する情報が記録されている資料を除く。）の配付又は閲覧等傍聴者の便宜を図るよう努めるものとする。

(2) 会議を円滑に運営するため、附属機関において傍聴要領を定めるものとする。

4 附属機関の会議については、その審議の概要を市民に積極的に情報提供するよう努めるものとする。

(附属機関の設置等の見直し)

第7条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

(1) 所期の目的を達したもの

- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等で対応可能なもの
- (5) 設置目的、所掌事務及び構成員が他の附属機関と類似又は重複しているもの
- (6) 行政の総合性、効率性の確保の見地から統合が望ましいもの。

(懇談会・協議会等の設置)

第8条 懇談会・協議会等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会・協議会等の適切な運営を図るため、要綱等には、設置目的、協議事項、設置期限並びに構成員の数、選任区分及び任期を明らかにするものとする。
- (2) 懇談会・協議会等の構成員の数は、必要最小限の数とする。

(懇談会・協議会等の構成員の選任等)

第9条 構成員の選任及び懇談会・協議会等の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 構成員の選任に当たっては、第4条の規定を準用する。(市議会議員の選任については、第4号を除く。)
- (2) 運営に当たっては、第5条の規定を準用する。
- (3) 懇談会・協議会等の会議は、広く市民の意見を求めるという性質にかんがみ、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、当該懇談会・協議会等において会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

ア 条例第6条第1項各号に該当する情報が含まれる事項について会議を行うとき。

イ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないおそれがあると認められるとき。

- (4) 前号に定めるもののほか、会議の開催に関する手続については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。
- (5) 見直しに当たっては、第7条の規定を準用する。

(懇談会・協議会等の報償支給額)

第10条 附属機関に類似すると認められる懇談会・協議会等の構成員の報償支給額は次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 専門的な知識及び高度な判断を求められるもの又は公平な審査を求められるものである場合 日額9,000円
- (2) 計画を企画立案するもの、行政機関に助言及び意見を求めるもの、事業運営

にかかわる審議をするもの又は関係団体との協議及び連絡調整をするものである場合 日額 6,000 円

2 附属機関に類似すると認められない懇談会・協議会等の構成員の報償支給額は次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定める額又は相当額の記念品とする。

(1) 年間開催回数が 1 回の場合 年額 3,000 円

(2) 年間開催回数が 2 回の場合 年額 5,000 円

(3) 年間開催回数が 3 回以上の場合 年額 10,000 円

3 前 2 項の規定に当てはまらない懇談会・協議会等について、合理的な理由がある場合は、特別に報償費を設定することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条、第 8 条及び第 9 条の適用については、附属機関及び懇談会・協議会等の委員、構成員の次期改選期から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日以後に新たに始まる任期に係る委員の謝礼から適用し、同日前に始まる任期に係る委員の謝礼については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 4 条第 4 号(第 9 条第 1 号において準用する場合を含む。)の適用については、附属機関及び懇談会・協議会等の委員、構成員の次期改選期から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項第2号(第9条第1号において準用する場合を含む。)の適用については、附属機関及び懇談会・協議会等の委員、構成員の次期改選期から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。